

～首都圏キャップ&トレード・イニシアティブ～
首都圏キャップ&トレード制度に向けた東京都と埼玉県の連携について

昨年 9 月に、東京都と埼玉県は「キャップ&トレード制度の首都圏への波及に向けた東京都と埼玉県の連携に関する協定」を締結しました。その後、この協定に基づき埼玉県と協議を重ねた結果、以下の内容で連携していくことが決まりましたのでお知らせします。

この連携策は、首都圏の自治体にキャップ&トレード制度の波及を目指すうえで、大きな第一歩となるものです。

【連携の内容】

1 排出量取引におけるクレジットの相互利用

総量削減義務の履行手段の一つである排出量取引において、超過削減量と中小クレジットについては、都県の垣根を越えて相互利用を可能にしました。

項目	取引の具体例	取引可能期間 (第一計画期間の場合)	
超過削減量	大規模事業所（総量削減義務の対象事業所）が削減義務量を超えて削減した量	埼玉県制度により埼玉県内の大規模事業所（基準排出量が 15 万 t-CO ₂ を超える事業所を除く。）で発行された超過削減量を都内の大規模事業所の削減義務に利用できます。（逆も可能）	整理期間（2015 年度） ※ただし、事業所自体の義務履行が確認できた後
中小クレジット	中小規模事業所が省エネ対策により削減した量	埼玉県制度により埼玉県内の中小規模事業所で発行された中小クレジットを、都内の大規模事業所の削減義務に利用できます。（逆も可能）	2012 年度から

※ 埼玉県内の大規模事業所の削減量についてクレジット化を行う場合は、埼玉県制度の超過削減量とするか東京都制度の都外クレジットとするかのいずれかを選択してください。

2 検証主任者講習会の共同開催及び登録手続の簡素化

東京都と埼玉県の両制度では、基準排出量やクレジットの量の確定には検証機関の検証が必要です。このため、都県共同で検証主任者の講習会を開催するとともに、都県両方に登録する場合の手続を簡素化しました。

(1) 検証主任者講習会の共同開催

東京都と埼玉県で講習会を共同開催することにより、1 回の講習会を修了する

ことで、両都県の検証主任者になることができます。来月（５月２４、２６日）、初めて共同で検証主任者講習会を開催いたします。

※既に、東京都に登録済みの検証主任者は、この講習会を受講する必要はありません。埼玉県でも検証業務を希望する場合の取扱いについては、別途お知らせいたします。

（２）検証機関及び検証主任者の登録手続の簡素化

新規に東京都と埼玉県に同時に登録申請する場合又は東京都に登録済で埼玉県にも登録申請する場合には、商業登記簿謄本や資格証明書などの提出書類は東京都へ提出したものの写しで代用できるようにするなど簡素化します。

（参考）東京都と埼玉県の制度概要

	東京都	埼玉県
名称	温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度	目標設定型排出量取引制度
対象	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計１，５００ｋｌ以上となる事業所（約１，３００事業所）	同左（約６００事業所）
削減期間	第一計画期間： ２０１０年度から２０１４年度 第二計画期間： ２０１５年度から２０１９年度	第一計画期間： ２０１１年度から２０１４年度 第二計画期間： ２０１５年度から２０１９年度
削減義務率（目標削減率）	８％（オフィスビル、商業施設、地域冷暖房施設等） ６％（工場、上下水道施設、廃棄物処理施設等）	同左
取引可能なクレジット	① 超過削減量 ② 都内中小クレジット ③ 再エネクレジット ④ 都外クレジット	① 超過削減量 ② 県内中小クレジット ③ 再エネクレジット ④ 県外クレジット ⑤ 森林吸収量

検証機関・・・基準排出量や排出量取引におけるクレジット量などを確定するため、第三者機関として、客観的に検証業務を実施する機関です。

現在、東京都では、32機関が登録しています。

検証主任者・・・検証業務の責任者として、検証機関の営業所ごと、登録区分ごとに１名以上配置することが義務付けられています。検証主任者になるには、検証区分ごとの業務経験と講習会の修了が要件となります。